

(様式第32号)

事件番号 中労委令和3年(不再)第30号  
事件名 日本港運協会不当労働行為事件

中審二部発0119第2号  
令和6年1月19日

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝重 殿

中央労働委員会第二部会長



### 命令書（写）の交付について

標記事件について、別添の命令書（写）を交付します。

(様式第41号)

事件番号 令和3年(資)第34号

事件名 全国港湾労働組合連合会 労働組合資格審査事件

中審二部発0119第4号

令和6年1月19日

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝重 殿

中央労働委員会第二部会長



資格審査決定書(写)の交付について

標記事件について、別添の決定書(写)を交付します。

## 資格審査決定書(写)

事務所所在地 東京都大田区蒲田五丁目10番2号  
組 合 名 全国港湾労働組合連合会

上記労働組合が、不当労働行為再審査手続に参加し救済を受けるため資格を立証してきたので、当委員会は令和5年12月20日第306回第二部会において、部会長公益委員岩村正彦、公益委員守島基博、同深道祐子、同原恵美出席し、審査の結果、下記のとおり決定する。

### 決 定

上記労働組合は、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものと認める。

### 理 由

上記労働組合は、組合同規約等から判定するに、労働組合法第2条及び第5条第2項に抵触する事項は認められない。よって、上記のとおり決定する。

令和5年12月20日

中央労働委員会  
第二部会長 岩村 正彦 印

## 教 示 書

この命令について不服がある場合は、使用者、労働組合・労働者はつぎの手続をとることができます。

### 使用者

命令書が交付された日から30日以内に、国を被告とすべき者として、東京地方裁判所に対し、この命令の取消しの訴えを提起することができます。（労働組合法第27条の19、行政事件訴訟法第11条及び第12条）

### 労働組合・労働者

命令書が交付された日から6か月以内に、国を被告とすべき者として、東京地方裁判所に対し、この命令の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第11条、第12条及び第14条）